

総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年2月9日（木）午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 高山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、
小野塚正樹、星野佐善太 各委員
- 4 事務局 原事務局長、田村次長兼庶務係長
- 5 当 局 安藤総務部長、織田澤総務課長、星野企画政策課長、村田財政課長、
星野利根支所長
北澤教育部長、横山教育総務課長、角田学校教育課長、角田文化財保護課長
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議概要

(1) 開 会（司会：田村）

(2) 委員長あいさつ（高山委員長）

立春を過ぎ、いくらか暖かくなつたかなと思つたらまた雪が降るみたいな話であるが、皆さん健康状態に気をつけながら公務等に励んでいただければと思う。

それでは早速始めさせていただく。

(3) 議 事（進行：高山委員長）

ア 総務部、会計局、監査委員事務局の所管・調査事項報告

①企画政策課

委員長：各部の所管調査事項報告に入りたいと思う。今回は総務部から報告を求めたいと思う。最初に企画政策課長、お願いします。

企画政策課長：企画政策課の所管事項について、報告させていただく。

1の包括連携協定の締結についてであるが、沼田市と企業等が複数の分野において、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上に資することを目的に締結する。

締結予定日というふうに書いてあるが、本日午前中に締結をする運びとなった。

事業者については、株式会社フォーバル、東京都渋谷区にある事業者である。

連携協定の内容としては、地域のDX推進に関する事、人材育成に関する事、産業振興・中小企業支援に関する事、観光振興に関する事、教育振興に関する事、その他地方創生に資する取組に関する事となっており、連携事業については、株式会社フォーバルが得意とする情報通信や経営に関する提案などが期待される。

企画政策課の報告事項は以上である。

委員長：企画政策課から包括連携協定の締結について報告があつたので、質疑を受けたいと思う。質疑のある方は挙手の上お願いします。

いかがか。ないか。

（挙手者なし）

委員長：それでは、質疑が何もないのもあれなので、私からちょっとよろしいか。

6項目について書いてあるのであるが、これをもう少し具体的に説明できるようであれば説明していただきたいと思うがいかがか。

企画政策課長：ただいまの委員長からの質疑にお答え申し上げます。

協定の具体的な内容については、現時点では決まっていない。しかし、株式会社フォーバルさんについては、新しい当たり前で新しい世界を創るということを

掲げて中小、小規模企業の支援をしている事業者である。そういった意味では、産業系の部分について提案をいただけるというふうに考えている。

以上である。

委員長：それと、産業系のことについていろいろアドバイスをいただくということであるが、産業にしてもいろいろな分野があると思うが、もう少し具体的に絞った産業分野とか、そういうことはまだないのか。

企画政策課長：産業分野に絞ってということで、得意分野については中小、小規模企業ということになる。こちらについては、情報連携を図りながら、今後の連携については協議してまいりたいというふうに考えている。

以上である。

委員長：一応私の質疑は終了する。

青木委員。

青木委員：このフォーバルさんは渋谷区会社さんであるが、まずここに至った背景というものがもし分かればお話をさせていただきたいというのと、あとは締結予定日が2月9日ということであるが、締結の期間がどれくらいあるのか。

そして、どういうスタンスで実際に進めていかれるのか、こちらに来てとか、場合によっては渋谷に行つてとか、それが毎月なのかとかということが、もし分かれば教えていただきたい。よろしく願います。

企画政策課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

こちらのフォーバルさんとの包括連携協定、こちらについては元々企業版ふるさと納税の事業者の紹介をしていただく会社経由で、企業版ふるさと納税とはまた別で包括連携協定の話に及んだということであり、きっかけは企業版ふるさと納税の紹介事業者からの紹介ではあった。

次に期間であるが、本日締結したが、これについては相応の期間ということで、期限については決まっていない。

次に、スタンスということであるが、それについては今後協議をしていくという部分であり、形態や内容についてもこれからということで御理解いただければというふうに思う。

以上である。

青木委員：承知した。

委員長：他にないか。

金子委員。

金子委員：このフォーバルさんとの関係、背景というのが、その企業版ふるさと納税からの繋がりということなのであるが、このDX推進に関する事、観光振興に関する事、教育振興に関する事、こういったこと全てその時々の方策、施策に応じて、プロポーザル方式なりいろいろな形を取ることもあると思うのであるが、このフォーバルさんとだけ包括連携協定が結ばれるというところに、他の企業の参入というか、そういったものが阻まれる恐れはないのか。全部包括連携協定を結べば良い、ということではないのか。

その包括連携協定というものが、どういったメリットがあつてどういったデメリットがあるかというところを分かる限り教えていただければと思うが。

企画政策課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

企業版ふるさと納税の関係の紹介というのはきっかけではあるが、企業版ふるさと納税と包括連携については全く違うものなので、そこについては関係をしてくるものではない。

包括連携協定については、これまで保険会社であるとか、健康食品というか、飲料水を作っている会社であるとか、そういったところとさせていただいている。包括連携協定が結ばれている事業者の関係で、事業執行に当たっての、例えばプロポーザルという話が出たが、事業者選定についてはきちんと自治法に則った公平な事業者選定をする必要があるので、包括連携に基づく協力という部分はするが、事業執行に当たってその事業者が有利になるということは基本的にはない。

それから、包括連携のメリット、デメリットであるが、包括連携事業者が持っている強みというか、例えば飲料水を作られている事業者については夏場の沼田市の事業にドリンクを提供していただいたり、あるいは市の健康に関わる研修会に講師を派遣していただいたりというようなことも実際にされている。

包括連携協定のデメリットがあるとすれば、包括連携協定によって変なことを、法的に好ましくないようなことをするようなことはあってはいけない、というようなことで、そこはデメリット、本来デメリットではなく本来すべきことではない、というようなことで捉えている。

以上である。

金子委員：なぜフォーバルさんと包括連携協定を結ぶか、その背景というものが先ほどの課長の説明では私にはまだちょっと理解できなかった。

企業版ふるさと納税との関係があると、先ほど青木委員の方に対しての答弁だったのだが、今度はそちらとは関係ないということなので、今飲料水のメーカーの話が出たが、沼田近郊に飲料水の工場を持っているから包括協定を結び、何かのときにはそういった提供を受けるとかであれば市民にとってメリットはあると思うのだが、このフォーバルさんと包括協定を結ぶことによって、市民にとってどういうメリットがあるのか。

それから、なぜフォーバルさんなのかということをお聞きしたいのであるが。

企画政策課長：ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げます。

誤解があってはいけないのだが、最初のフォーバルさんを知るきっかけについては、企業版ふるさと納税の関係の御紹介であったが、企業版ふるさと納税と包括連携については、リンクするものではない。たまたま知り合えたという部分で、今回包括連携協定を結びましょう、というような運びになった。

そして、その内容の部分が非常に大事なのであるが、やはり沼田市については地域振興、経済振興というのが非常に大事であるので、このフォーバルさんについては元々通信系の事業者で、おそらく今日午前中の話であると、ほとんどの方がフォーバルさんが開発されたシステムの部分でお世話になっているというか、スマートフォンであるとか普通の電話であるとか、そういった部分で関わられた事業者だそうである。

こちらの事業者については、そういったデジタル技術の導入の部分について、大企業の導入よりも、やはり中小企業を取り残してはいけないというような視点でコンサル事業を近年進められているというような事業者で、やはり沼田市の中小企業の振興の部分で力添えを担っていただけるというような考えで、包括連携協定を結ぶというようなことである。

中小企業と言っているが、市民に直接メリットがあるとすれば、中小企業の経済的な活性化に加え、行政の部分のDXについても御助言等もいただけないかな、というふうに考えている。

以上である。

金子委員：先ほど青木委員が質疑されたが、東京渋谷の青山にビルを構えていらっしやっ

て、そこで事業展開をされていると。紹介があった、企業版ふるさと納税の方からの紹介があったからそちらと知り合った、その経緯も市民が誰も知らない訳である。担当課長は素晴らしい会社とお認めのようであるが、どういった会社かどうかというのは、まだ市民は何も分からない。

だから、そちらと特定の協定を結ぶということが、市民にとってどれだけのメリット、利益があるのかということも、どういう会社か分からないからその辺を心配している訳である。

そして、そちらと包括協定を結んでしまえば、他のコンサルタント会社が参入しにくくなるとか、あるいは先ほど施策を展開するに当たっては自治法にも則ってきちっと手続きを取るとおっしゃっているのであるが、その前段でこういう拘束を取ってしまったら、やはりデメリットというものが出てくるのではないかな、という心配でお伺いをしているところである。

2月9日であるから、今日である。だから、もう締結してしまっている訳である。事前にこの委員会に報告して、締結が反対されるということは想定されなかったのか。別に議会に諮る必要はないという話なのか。そこのところ、本当に1民間企業のコンサルティング会社とこういってことを沼田市として全面的に締結してしまうことに、ちょっと危険性を覚えるのであるが、いかがか。

企画政策課長：ただいまの金子委員の再々質疑にお答え申し上げます。

本日締結させていただいたが、包括連携協定については互いにメリットがある包括連携というような形で考えているので、市民にデメリットがあるような形での連携というのは考えていない。よって、市民の方に御負担やデメリットをもたらすようなことは考えていない。

それから、先ほどの他のコンサルタント会社の参入を妨げるのではないかとというような御指摘であるが、ここについてもコンサルタント会社が包括連携協定が締結されたからといって、事業展開について優先をするということはないので、他のコンサルタント会社がまた包括連携協定を結びたいというような場合でも、必要であれば包括連携協定を結んでいくということも必要かというふうに考えている。

以上である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、包括連携協定について質疑を打ち切る。

それでは、企画政策課について、全般的なこと、また次回の調査事項等について御意見、御提案等を伺いたいと思うので、よろしく願います。

(挙手者なし)

委員長：ないか。

(「はい」の声あり)

委員長：なければちょっと委員長から。

この包括連携協定が本日締結された訳であるが、その協定書というのはこの委員会に出していただく訳にはいかないか。次回で良いのだが。出していただけるようであれば、資料として提供をお願いできればと思うのだが。

企画政策課長：そのことが妥当かどうかはちょっと確認をさせていただきたいというふうに思う。妥当であれば、もちろん提出できるかな、というふうに思う。

以上である。

委員長：そうすれば、即答はできないということであるが、私の方からの提案で、本日

結ばれた包括連携協定書を委員会に資料として提出を願いたい、ということで、委員会として要望するという事によろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、調査課題ということではないが、何というか、協定書資料の提出を願う、ということで。

ほかに企画政策課について何かあるか。

(挙手者なし)

委員長：ないようなので、企画政策課を終了する。企画政策課長、御苦労様でした。

(企画政策課長退席)

②財政課

委員長：それでは財政課所管事項の報告に移りたいと思う。財政課長、よろしく願います。

財政課長：財政課の所管事項について御報告を申し上げます。

中央公民館跡地の暫定利用の検討について、地元への説明会を開催した結果の御報告となる。

まず、説明会開催までの経過であるが、昨年12月の委員協議会連合会の後、地元である東倉内町・西倉内町の御意向を確認すべく、まず、それぞれの区長さんへ検討状況の説明を行った。同時に、住民の方々への説明会の開催について相談した。

両区長さん共に、検討中の整備案については御理解をいただいた。また、説明会については、隣接する地区のみを対象とするなどの御意見もいただいたが、最終的には回覧で概要をお知らせをした上で、両町全域を対象とした説明会を開催することとし、1月16日の区長配布文書において、回覧による周知をお願いしたものである。

説明会については、1月26日木曜日の午後7時から、こちらテラス沼田1階の多目的スペースにおいて開催した。当日は資料に記載のとおり、17名の方々に御参加をいただいた。

なお、市からは市長以下、総務部長、都市建設部長、都市計画課長、財政課長ほか2名が出席し、検討状況の説明と御質問への回答を行った。

御質問、御意見であるが、整備案については、時間貸し駐車場の料金設定として2時間無料などは考えているか、またステージの設置ができると良い、というような御質問、御意見をいただいた。

ただ、整備後の利用に関しては、令和5年度の沼田まつりでの利用が可能という理解で良いのか、また旧市役所の駐車場で行っていた沼田まつりの行事についてはこの場所で行うということか、というようなこと、また沼田まつり以外にもいろいろなイベントで利用できるようないろいろな部署に働きかける努力をしてほしい、といった御質問、御意見をいただいている。

これらについては出席した市側から御回答等をした後、これらの御質問、御意見については、今後の検討を進める際の参考とさせていただくということで、この説明会を終了したものである。

説明会の開催結果については以上である。財政課からの説明も以上ということである。よろしく願います。

委員長：中央公民館跡地の説明会開催結果について報告があつたが、質疑を受けたいと

思う。

金子委員。

金子委員：この説明会、今後2回3回と実施する予定があるのか。東倉内町、西倉内町の方に回覧板を回して説明会を実施されているが、隣接する中町、あるいは下之町、そういった方々への説明会が行われる予定があるのかお伺いしたいと思う。

財政課長：ただいまの御質疑にお答え申し上げます。

今後、中町、下之町等の隣接地域への説明会の開催予定があるかということであるが、当面所在の東倉内町と倉内通り側ということで、西倉内町に御説明をさせていただいた。

今回の利用に関しては、現在は中町、下之町等の隣接の区域への説明会等は予定をしていない。以上である。

金子委員：そうすると、検討中のことについての説明会と理解しているが、説明会は今後一切行われえないということによろしいのか。

財政課長：御質疑にお答え申し上げます。

今回の暫定利用の検討についての説明会については、現状、今後開催することは予定をしていない。以上である。

金子委員：結構である。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：参考に聞きたいが、西倉内町、東倉内町の戸数はいかほどあるのか。

それと、質問に対して参考にするとということを言われたのだが、答えられなかったものはなかったか。質問に対して。

財政課長：ただいまの御質疑にお答え申し上げます。

西倉内町、東倉内町の数というのは、参加戸数ということではなく、参加者ということである。申し訳ないが、戸数については今正確なところを持ち合わせていないが、世帯にすれば500軒とか、そういう数字になろうかとは思いますが、後ほどお示ししたい。申し訳ない。

質問に対しての回答ということであるが、時間貸しの駐車場の料金設定ということで、2時間無料とかは考えているか、というような御質問をいただいたことに対しては、現状、テラス沼田の駐車場は2時間無料を原則としているが、そういった公の施設を利用するための駐車場という設定ではないので、今の段階ではまだ検討中ではあるが、そういう無料措置はなかなか難しいのではないかと、ということでお答えをしている。

それから、ステージの設置ができるかという御質問をいただいたが、常設のステージについては、利用形態からなかなか難しいが、例えばイベントをやるときに可動式のものをそのイベント時に設置することは運用上可能かもしれないので、そこは検討させていただきたい、ということでお答えをさせていただいたと思う。

それから、整備後の利用に関して、この場所を沼田まつりで使うことと理解して良いのか、ということについては、今年の沼田まつりには間に合わせたいということを進めている、ということもお答えをしている。

それから、沼田まつり以外にもいろいろなイベントで使うような努力をさせていただきたい、ということについても、今後そういったことでイベントの開催に向けても検討していきたいということでお答えをしている。

以上である。

星野委員：分かった。

市民とすると、やはり空いている市民の土地であるから普段から使いたい、無料で使いたいなどの思いがあると思うが、今のお答えのように当局はこの検討をするということであるので。

また今後、検討した結果を今後報告願いたいと思う。結構である。

委員長：ほかにあるか。

(挙手者なし)

委員長：なければ、私からお伺いしたいのであるが、2月16日に全員協議会で議員に向けてこの公民館跡地利用に係る説明がある訳であるが、1月26日に行われた市民説明会と、2月16日の全員協議会の議員向けの説明の関連付け、位置付けというのは、どのような形で考えられているのか。その辺を少し所管として聞いておければと思うが、いかがか。

財政課長：2月16日の全員協議会については、都市建設部の方での招集ということで、整備に関するということでの招集かというふうに理解をしている。なので、こちらの今回の説明会を開いた結果を踏まえて、再度12月の全員協議会後の経過も踏まえて、全議員の皆様にも改めて御説明をさせていただくというふうに理解をしている。

以上である。

委員長：そうすると、今、所管の委員会にはこうやって説明会の報告があったが、同じようなものを予定されているということか。

財政課長：今回報告をしたのは、総務部財政課の方で主体となって説明会を開催したので、こちらの常任委員会の方で総務部の財政課の所管事項として報告をさせていただいた。

2月16日の全員協議会については、都市建設部の方でその整備のお話ということで招集をお願いしているかと思うので、今回と全く同じということではないかというふうに理解をしている。よろしく願います。

以上である。

委員長：承知した。

ほかにあるか。

(挙手者なし)

委員長：それでは、財政課について報告及び質疑を終了する。

財政課全般に対して、今後の調査事項または意見等があったら願います。ないか。

(「なし」の声あり)

委員長：はい、それでは財政課を終了する。財政課長、御苦勞様でした。

(財政課長退席)

③利根支所

委員長：それでは引き続き利根支所の所管事項報告に移りたいと思う。利根支所長、お願いする。

利根支所長：それでは利根支所の所管事項について報告させていただく。

資料の方であるが、別冊、利根支所庁舎資料No.5になる。

本日の報告は、庁舎解体工事の1月末現在の進捗状況と変更が生じるので、現時点で把握していることに限られるが、その概要について報告させていただく。

資料1を御覧いただきたい。

①利根支所庁舎解体工事について、解体工事の進捗状況は1月末現在で76.9%である。工程は、昨年12月末現在では計画工程より5%ほど先に進んでいたが、基礎の解体等に時間を要しており、先に進んでいた5%分については1月の工程に食い込んでしまった。今後の事情がはっきりした訳ではないが、工程がさらに食い込む可能性が出てきた。

1月の解体工事の概要であるが、地上に残る建物西側の部分及び利根若者定住センターへの接続通路部分、このほか、基礎の解体が始まったところである。建物の接続通路周辺は手作業により解体が行われ、かなりの時間がかかっていた。建物基礎については、基礎の周辺を掘削し、外圧を軽減しての撤去作業が進められている。基礎は実物を見ると相当大きく、大型重機が触れると大きな振動が発生している。基礎の解体は慎重を要することで、当初から予定はしていたが、実際はそれ以上に慎重を要する状況で、業者より解体ペースを落として慎重に進める旨の報告を受けている。周辺のブロック積みや近くの民家に影響が生じてからでは遅いので、慎重に進めることでお願いしている。基礎の解体作業は、周辺のブロック積みを監視しながら作業の方が進められている。基礎など地下部分の解体については、今後の進捗に影響してくると思われる。

次に、灯油タンクを設置することにした通路の改修について、現在設計中であるが、通路改修と解体工事の同時進行が厳しい、難しいということで、解体の目処が立ってから改修となるため、こちらも工期に影響する可能性が出てきた。今は3月20日までの工期ということで解体の方を進めているが、先々のことはもう少し工事が進んでからでないと明確な判断ができないところである。場合によっては、工期延長も踏まえて進めざるを得ないと思っている。

次に、本日の説明に資料が間に合わなかったのであるが、解体工事費の増減が生じる工種について請負業者より説明を受けたので、確認できた範囲で概要の報告の方をさせていただく。

まず、減額になるものについて説明する。

1点目であるが、外部足場の減である。場所は、以前御説明した庁舎東側になるが、面積で約570平方メートルの減となり、金額では約230万円の減額予定である。

2点目が、アスベストになる。床材からアスベストが検出された面積が742.9平方メートルとなった。検出された面積部分を当初計画より差し引き、当初見込んでいた分が、金額にすると約60万円の減額になる。

3点目は、当初計画に対し、現場の警備員が約20万円の減額予定となっている。

減額の合計額であるが、約310万円となる。

次に、工事費が増えるものについて説明する。

1点目は、アスベストが検出された床材である。面積は先ほどお話しした742.9平方メートルで、処理費用は大幅に上がり、457万円となる。

2点目は、灯油タンクを置く通路の改修工事費で、若干別工事も加わるが、159万円となる。

増額の合計であるが、616万円となる。

増減差し引くと、全体では306万円の増額予定となる。増減の内容はあくまで現時点では予定ということで御理解をいただき、最終的には請負業者と協議を重ね、内容を詰めていきたいと思っている。

次に、資料2を御覧いただきたい。解体工事の工程表になる。

先ほど、工事の進捗状況に触れたが、用意させていただいた工程表は見込みでお話しするのは大変失礼と思うが、地下室や基礎の解体がさらに遅れるような場合は工期を見直す可能性も含めて、言葉だけではイメージが掴みづらいので、今後考えることになるかもしれない予定ということで資料を用意させていただいた。

工程表の見方であるが、先ほどの説明で基礎部の解体が若干長引くことと、通路等附属施設の改修に伴い工期を考慮した場合、工期に影響すると思われる項目について青の矢印で書き込んだ。基礎や地下の解体がずれ込むと、附属施設の改修なども遅れることになる。残整理も含めて記載されている工程に変更の必要があるかもしれないので、今はあくまで予定ということで御理解をお願いできればと思う。

なお、1月末までについては、当初からの計画工程で記載してあるので参考にさせていただきようよろしくお願いします。

次に、資料3を御覧いただきたい。1月の解体工事を御説明する。

写真の1ページ目は、新年1月6日の仕事始めの様子である。

写真2ページ目の2枚目と3枚目の写真であるが、利根支所仮庁舎として利用している若者定住センターとの接続部分になるが、大型重機での取壊しは既存施設への影響が多いため、1月16日より手作業により行われ、1週間以上かけて進められていた。

次の3ページ目であるが、解体途中の建物の接続部分になる。壁がなくなるので、コンパネとブルーシートで覆われている。

写真4ページ目は、1月下旬の解現場場の状況である。

次に、資料4を御覧いただきたい。前段で少し触れたが、工期に影響するかもしれないので、基礎の状況について少し細かく御説明をしたいと思う。

最初の写真は、庁舎西側の市道に面したところの写真になる。ブロック積みの高さは約6.5メートル、上には庁舎がある。2枚目の写真は、ブロック現場から建物までの距離が2.5メートル、図に書いてみると、地中にある建物の基礎からブロックまでの距離は、事実上50センチメートルしかないような状況となる。基礎は4.8メートル真角と大変大きなもので、さらに基礎の下には、高さは想像になってしまうが、3メートル近く、もしくはそれ以上のラップルコンクリートが打設されていると思われる。仮に高さが3メートルあるとすると、基礎下のコンクリートの重量であるが、150トン以上になる。なお、基礎単体でも高さ約1メートル少々であるが、重さを計算すると、50トン近くなる形となる。

次のページを御覧いただきたい。1月24日現在の先ほどの写真と同様の位置になる。建物とブロック積みが近いことが分かるかと思う。

次に、資料4の5ページに移っていただき、平面的に基礎の位置関係を確認していただきたいと思う。ページを開いた縦の状態で見いただくと、左側が元々の正面玄関側になる。図面の赤丸Eの位置と、書いてある箇所が先ほどの写真を見ていただいた人の位置になる。

次に、B2と書いてある赤丸の基礎について説明する。この基礎は南側の墓地に接した位置になる。

この位置関係を踏まえて資料4の3ページに戻っていただきたいと思う。1枚目の写真がB2基礎の下にあるラップル脇を掘った状態である。ラップルとはどのようなものかということになるが、建物基礎は地盤がしっかりしたところに打設しなければならない訳であるが、傾斜地であることから基礎の大きさや高さを

場所ごとに変える訳にはいかないので、基礎下の調整用コンクリートという形で打設しており、これをラップルコンクリートと呼んでいる。

場所は、掘削土砂等の関係で写真がうまく撮れなかったので分かりにくいのだが、1枚目の写真がラップルコンクリートになる。2枚目の写真、これも分かりにくいのだが、右上に小さく人が写っているところが基礎位置で、ブロックはカーブしており、撮影地も遠く、ブロックと基礎の位置関係が非常に分かりにくくて申し訳ないが、その周辺の状況になる。3枚目の写真が、地盤面からラップルの下側までの高さになる。地面より深さ5メートル、この写真に写っているものは5メートルの位置にあり、ラップルコンクリート自体の高さは2.5メートルであった。

次の4ページの写真を御覧いただきたい。1枚目の写真で、人が乗っているコンクリートが建物基礎まで取り除かれた状態で、左側のコンクリートがまだ建物基礎が乗っている状態になる。2枚目の写真であるが、基礎を撤去するために基礎周辺の土砂を撤去している状況になる。3枚目の写真が、撤去した基礎を砕いている状況である。

前段が大変長くなってしまったが、南側についてはブロックから基礎までの距離が約2メートルから3メートルくらいになると思うが、これを地下5メートル前後まで掘り下げ、100トン以上あるコンクリートなどを撤去するとなると、周辺のブロック積みに大きな影響を与えることが予測されるため、コンクリートの方は撤去しないということで判断の方をさせていただいた。ちなみに基礎部を撤去するだけでも時間をかけて丁寧にやっているが、振動が大きく、周辺への影響も心配しているところである。

次に、資料4の6ページを御覧いただきたい。庁舎の軸組図になる。これは建物を断面的に見たものになるが、先ほどのラップルコンクリート基礎下に赤で書き込んだものになる。このような形で入っているということで、参考にさせていただければと思う。

次に、アスベストについて説明する。資料5の1を御覧いただきたい。まずは1階になる。着色部分が、通路の塩化ビニルシートと階段のタイルシートになる。次に、資料5の2を御覧いただきたい。こちらは2階部分で、アスベストが検出された通路位置になる。資料5の3を御覧いただきたい。3階部分のアスベスト検出位置になる。着色部分が不自然に見えるかと思うが、図面が調査の結果となる。

最後に、1月の委員会で、委員長より庁舎の解体状況をお知らせした方がいいのでは、という御意見をいただいたが、沼田市のホームページに解体状況の写真を現在掲載することで準備の方を進めている。準備が整い次第掲載予定でいるので、お含みいただければありがたいと思う。写真の掲載であるが、進捗状況の流れの写真を用意させていただき、全6枚という形でホームページの方に掲載する予定でいる。

大変長くなったが、利根支所からは以上である。よろしく願います。

委員長：詳細な御報告をいただいたが、質疑を受けたいと思うので、どなたか質疑があれば願います。

(挙手者なし)

委員長：はい、それでは質疑はないようなので、また利根支所の方では解体の様子をホームページに載せていただくということで、市民の方も興味を持って見ていただければと思う。

利根支所の次回の調査事項等、何か全般的に御意見等はあるか。

(挙手者なし)

委員長：はい。ないようなので、利根支所を終了する。利根支所長、御苦労様でした。

(利根支所長退席)

委員長：事務局より、スケジュールの説明をお願いします。

事務局：次回委員会について申し上げます。

3月については、通常は付託請願審査や議案審査がある場合には開催する、という流れになる訳であるが、本日、皆様のお手元に写しということでお配りしているが、教育部関連の請願が提出されたために、3月定例会会期中の開催を見込んでいる。

日程については一般質問の人数によって決まってくるのであるが、早くて3月の10日金曜日、もしくは14日火曜日頃になると予想している。正式には16日開催予定の議会運営委員会において決定されるので、御承知置きをお願いします。

開催時間であるが午前10時から、場所はこちら第2委員会室にて開催ということをお願いします。

なお、次回は教育部から総務部の順ということをお願いしたい。

以上である。

委員長：次回委員会について事務局より説明があったが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：はい、それでは異議ないようであるので、事務局の説明のとおり進めたいと思う。よろしくをお願いします。

続いて、総務部全般について委員間の意見交換、また次回の調査事項等について、御意見等ある方はをお願いします。

金子委員。

金子委員：先ほどの包括連携協定について質疑させていただいて、一生懸命やっていたらしゃる課長にケチをつけたい訳では決してないのだが、後になってこの協定が市民にとってどうなってくるかというところが少々心配なので、もう一度ここで言わせていただきたいのであるが。

一部の担当の方、あるいはもっと偉い方かもしれないが、個人的付き合いみたいな形で沼田市として協定を結び、もう結んでしまったのもうその事後報告だったが、どんな会社なのか、何をやってもらうのか、全く分からないのだ。

質疑しても、委員長が質疑した協定の内容だって、具体的なことは何も分からない。大学連携とは訳が違うし、先ほど課長もおっしゃったが、飲料水の工場があって、あるいは化粧品会社だとか保険会社が市内にあって、そこと連携協定して災害のときには物資を供給してもらう、あるいは保険の検討をする、そういった具体的な連携をして、市民にとってメリットになるのかどうかというところが心配で、ちょっとくどく伺ったのであるが、コンサルティング会社であるから、地域のDX推進に関することとか人材育成に関することとか、観光振興に関すること、このようなことは市政全般の話であるから、それを1コンサルティング会社と包括協定、連携協定をしていいのかどうかということに非常にちょっと不安を覚えているところなのであるが、もう一度、先ほど委員長がおっしゃっていただいた包括連携協定書を見せていただきながら、しっかりと審議したいと思うのだが、いかがか。

委員長：今、金子委員から包括連携協定について、再度委員会で審議したいということであるが、いかがか。それだと、調査事項とすればどういう形でまとめたらいいいだろうか。

休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

それでは、休憩中にいろいろな意見が出たので、それを参考として再度本日報告のあった包括連携協定については調査課題として、早めに協定書の提出を願って、その上で次回の調査課題とするということによろしいか。

皆さんにもそれを見ていただいて、各自質疑等を検討していただければと思う。そういうことによろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：ほかに何か総務部全体についてあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようなので、総務部を終了する。

総務部長、総務課長、御苦労様でした。

入替のために暫時5分ほど休憩する。

(休憩、総務部長、総務課長退席)

イ 教育部各課の所管・調査事項報告

①学校教育課

委員長：会議を再開し、教育部所管の調査事項に入りたいと思う。

それではまず、学校教育課、学校教育課長、お願いする。

学校教育課長：学校教育課の調査事項について御報告する。

まず、調査事項の1、沼田における小中学生の不登校の現状とフリースクールの取組についてであるが、1ページを御覧いただきたい。

不登校の現状を、(1)にまとめた。年間30日以上の不登校数については、毎年国の調査で報告しており、今年度と昨年度の12月までの状況を表にまとめた。不登校児童生徒数は全国的に増加しており、理由も複合的な要因があるとされている。本市においても全国と同様に、複合的な要因で増加傾向にある。

各学校では、不登校児童生徒について、保護者や児童生徒と寄り添いながら支援に努めており、教育研究所「きずな」を利用したり、教室以外の別室で学習したりするなど、ICT機器の利用も含めて様々な方法で学習の場を保障するようにしている。

次に、(2)の県内のフリースクールの取組例については、2ページ、3ページを御覧いただきたい。

本市にはフリースクールはなく、現在のところ、市外のフリースクールを利用している児童生徒もいない。リーフレット「オリナス on line」は、県教委の委託を受けて、フリースクール「まなびバ！シリウス」という館林市にあるフリースクールが実施しているオンライン学習の案内である。

県教委からの依頼を受けて市内の中学校にも周知しているが、現時点では利用している児童生徒はいない。今後、利用を希望する児童生徒の情報があつたら県

に繋ぐなど、適切に対応したいと考えている。

学校教育課の報告は以上である。よろしく願います。

委員長：それでは、学校教育課長からの報告があったので、質疑を受けたいと思う。

沼田における小中学校の不登校の現状とフリースクールの取組について、質疑を受けたいと思う。願います。

青木委員。

青木委員：何点か質問させていただく。

沼田も他のエリアと同じように増加傾向にあるということだったが、今回出していただいた令和3年と令和4年、小学生が13人、13人、中学生35人から51人ということで、増加にある訳であるが、同じ人数だから、これは同じ人なのか、ということもあるのだが、新聞等では不登校の子供たちが低年齢化していて、特に小学校の低学年の不登校の人が増えているということで、それこそ算数にしても国語にしても、本当に基礎のところから不登校になると基礎学力というものの低下にもなると思うが、その辺の内訳がもし分かれば教えていただきたいと思うのであるがいかがか。よろしく願います。

学校教育課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

内訳であるが、国の方の調査でも人数だけで学年の方は示していないので、内訳の細かな数字はこの場では控えさせていただければと思う。

ただ、低学年から、小1から中3までの児童はいるという現状はある。

学力の関係については、御説明させていただいたように、学校では日々こういう子供たちに対して丁寧な対応をして、保護者との協力の中でやりとりしているので、学習保障はしているところである。

以上である。

青木委員：沼田市独自なのかというのは分からないが、特に不登校の子供たちを減らすとか、何か対策というものは、実際に父兄の方との連携というのもあると思うのであるが、何か具体的なものがあれば教えていただきたいと思うが、よろしく願います。

学校教育課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

不登校への改善の取組ということで、各学校では毎月毎月様々な取組をしているのであるが、具体的には心理面でのサポートとしてスクールカウンセラーの教育相談、学習面の保障としてICTも含めてのいろいろな学習の保障、本市にある教育研究所の「きずな」というところでも利用する児童生徒には学力や社会性を身に付けるようなプログラムをしたり、いろいろな方法で心理面のサポート、学習面のサポート、社会性を身に付けるなどの支援をしている。

以上である。

青木委員：最後の質疑になるが、不登校で学校に行かなくても、最低限というか、とにかく基礎的な学年ごとの勉強というか、知識というか、それはぜひ損なわないような形で、例えば中学に進学するときまた復帰できるだとか、その辺について進めていただきたいと思うのであるが、最後にそれをお聞きする。

学校教育課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

委員がおっしゃるように、学力を保障するということが改善に向かう一つのことでもあるので、各学校ではその学年で身に付けなくてはいけないような教科の力であるとか、社会性も含めていろいろなことを働きかけ、身に付けられるようにして、次へ繋ぐようにしているので、学校でその取組をしているということで御理解いただきたい。

以上である。

委員長：ほかに。

小野塚委員。

小野塚委員：不登校の人数であるが、この中でも内訳は、先ほど学年の話があつて出ないということだったが、原因というのが沼田市の中で、例えばいじめが多いとか、ヤングケアラーではないが、家庭の見守りが必要で学校に行けないとか、その全体の中のウェイトで、市が現在抱えている一番大きなターゲットというか、理由というのがあつたらお聞かせいただきたい。

学校教育課長：ただいまの小野塚委員の御質疑にお答え申し上げます。

複合的な要因ということであるが、特に本市において要因として挙げられているのは、無気力、不安が小中学校とも多く、小学校では親子関係であるとか友達関係、中学校では学業の心配というところも挙げられており、いろいろなものが絡み合いながら不登校の状態があるということである。

以上である。

小野塚委員：いじめはないとは思わないが、それほど多くはないというか。

学校教育課長：いじめの要因ということでの不登校のケースは、いじめを除く友達関係というものはあるが、いじめを理由とするものはない。ゼロではないときはあるが、そこは改善されているケースがある。

以上である。

小野塚委員：承知した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：私からお聞きしたいのだが、ICTの利用というような形で対応を取っていらっしゃるということであるが、もう少し具体的に、どのような形でICTを利用されているのか教えていただければと思う。

学校教育課長：ただいまの委員長の御質疑にお答え申し上げます。

ICTの利用の例であるが、別室にいる子供たちに一人一台学習者用コンピュータがあるので、学習している様子を配信する形の取組例があるので、授業を別室で受けるような形で、それをモニター越しでやるという取組がある。ほかにドリルパークという、コンピュータの中に入っているソフトを使ってドリルを、計算であるとか漢字とかをやったりなどという取組もある。

大きくはそういうようなドリル利用や学習の配信という形で、あとはいろいろな教材のコンテンツをうまく、動画であるとか、いろいろなものを見るというような活用例もあるので、その場所にいなくてもいろいろな学習の仕方が一人一台端末があることによってできるようになっている。

以上である。

委員長：授業の様子を別室で見るということであるが、それは多分生配信なのだろうが、各クラスそれぞれそれが対応できるような形が取られているのかどうなのか。その子供が、私は不登校になりますよ、となる訳ではなく、予定している訳ではないだろうから、その各学校の各クラスでそういう対応が取れる体制を取っているのか。それとも特別な授業を不登校用の子供用に配信しているのか。

そして、受けているところというのは、自宅でも受けられるような体制が整っているのかどうなのか。やはり保健室登校みたいな形で、その別室というのが学校の中の別室なのか、自宅で受けられる体制ができているのか、その辺をちょっと具体的に教えていただければというのと、それから保健室登校というのは不登

校の人数に入らないのだろうが、もし保健室登校に類似したような生徒がいるとすれば、把握しているとすれば、どのくらいの方がいらっしゃるのか、その辺をお願いできるか。

学校教育課長：ただいまの委員長の御質疑にお答え申し上げます。

まず1点目が、どこでも対応が取れるのかということであるが、基本的にGIGAスクール構想に伴う整備が学校でされているので、どの学校でも対応が可能ということにはなっている。ただ、それを必要とする子供がいるかどうかというところは、学校ごとによっても違うのだが、環境とするとどこでもできる。

2点目の、別室登校が自宅でも可能なのか、というところの御質疑であるが、家庭の理解のもとで可能な場合は、実際に自宅で利用している児童生徒もいるということで、対応が状況により可能ということである。

3点目の保健室の別室登校についても、県のこういう毎月の調査で、不登校の子供と共に別室登校の児童生徒の数も把握しているの、基本的にはこちらも毎月毎月の数は把握している。具体的な数は今ちょっと手元にないので申し訳ないが、やはり保健室登校も含め、何らかの形でなかなか教室に入れられない子供の数を把握し、その都度丁寧な支援をしているというところである。

以上である。

委員長：承知した。

ほかにないようであれば、質疑を終了する。

学校教育課の次回の調査事項なり、御意見等あったら願います。

星野委員。

星野委員：コロナということで、大変規制があったものが、最近は大分緩んできた。新聞でも報道されているが、小中学校の卒業式も行われる。あるいは新聞等に出ている家庭訪問の関係の2点。

卒業式のマスク着用とか、そういったことについての教育委員会の考え方がどうなっているのか。それから、家庭訪問について、廃止、やらないというような市や町村によって、あるいは学校によって違うようであるが、本市はどのようにお考えなのか、調査というか。

委員長：今のをまとめると、そのコロナ対策というのと、それから……。

星野委員：コロナでマスク着用をしないという方向性が出るところがあると。それから家庭訪問もいろいろと。その調査を……。

委員長：まとめると、コロナ対策としてマスク着用についてはどういう対応をしているのかというのと、それから卒業式の対応があったと思うが、卒業式についてどういう対応をされるのかと。それから家庭訪問についても沼田市はどういう対応を取っているのかという方向性の、3つでよろしいか。

星野委員：コロナ禍の中で、その2点。

委員長：コロナ禍の中で、マスクの着用についてどういう対応を取っているのかと、卒業式も入っていたと思うが……。

星野委員：コロナ禍だから、卒業式のマスクの着用とか、それから家庭訪問のそういう中で、父兄の関係とか学校の先生の多忙化とかで、非常に今問題になって、やらないということであったので、市の考え方。

委員長：そうすると、2点ということで良いか。

要するに、コロナ禍におけるマスク対応、とりわけ卒業式等におけるということが1点。卒業式と通常の中における、要するにマスクの対応ということであるか、それが1点と、家庭訪問についての廃止の議論が出ている、それについての

沼田市の教育委員会はどのような対応を取っているのかと、この2点ということによろしいか。

今、星野委員からその2点について提案が出されたが、よろしいか。

副委員長：休憩願う。

委員長：はい。休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

それでは、これらのマスク対応について、通常の場合とそれから卒業式の場合、この2つについて報告願うのが1点と、それからもう1点は家庭訪問の対応についてどのような、家庭訪問廃止の傾向に対する沼田市の対応について。

そのような形でよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：その2つを調査事項とするので、願います。

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、学校教育課を終了する。学校教育課長、御苦労様でした。

(学校教育課長退席)

②文化財保護課

委員長：次に、文化財保護課に入りたいと思う。文化財保護課長、願います。

文化財保護課長：それでは、説明申し上げます。

文化財保護課の報告事項については、4ページとなる。

1として、群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画(素案)についてであるが、この場での報告後、パブリックコメントを行い、市民の皆様の意見を頂戴し、計画に反映した後、4月以降の教育委員会に議案として上程させていただき、計画を完成させたいと考えている。

では、パンフレットの群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画(素案)に沿って御説明申し上げます。5ページを御覧いただきたいと思う。

まず、左上の図であるが、若草色というか緑色のところの部分が、古墳が分布していた部分である。県の史跡に指定された部分が茶色の部分というような形になっている。

そうした中で、まず沿革についてであるが、昭和10年に調査を行った際に36基の古墳が確認された。その後、昭和55年に奈良古墳群が沼田市の史跡に指定され、平成の土地改良により保存範囲を東の約半分に設定し、市の所有地となり、維持管理を行っている。そして、令和2年2月21日、奈良古墳群は群馬県史跡に指定された。

現在、地表で確認できる古墳は13基であり、地図に落とされている点のところの部分である。

計画作成の目的については、奈良古墳群を適切に保存・管理し、後世に正しく伝えていくため、それから適切な保存管理のあり方や現状変更等の取扱基準とともに、整備活用の方針を定め、保存・活用を図ることとしている。

なお、県史跡に指定されたことに伴い、県の御指導もあり、保存・活用計画の

策定に至った経過もある。

次に、奈良古墳群の本質的価値についてであるが、北毛で作られた群集墳の有り様が良く分かること、それから県内において群集墳の形成、それから発展過程を知る上で重要な群集墳であるということ、それから北毛における馬生産に関わる歴史的な展開を推測できることなどである。

次に、右側上段の計画の大綱についてであるが、保存された意義を周知し、歴史文化遺産として未来へ継承する。それから、古墳群の適切な管理を行い公開する。古墳群の価値を分かりやすく伝えるため、活用事業や整備事業を推進する。保存・活用を推進するため、管理運営体制を整えることとしている。

次に、基本的な方向性の保存管理についてであるが、まず1の共通事項として、環境を良好に維持し、周辺と一体となった景観の保全を図る。次に、古墳については遺構の状況を把握し、必要に応じて保存措置を講じる。それから3点目が、樹木の根が古墳の保存に支障を来す場合には、古墳の保存を優先する、となっている。

次に、地区別の保存管理についてであるが、県指定地については、現状維持の保存管理を行うとともに、現地公開を継続する。指定地外についてであるが、古墳群の保存や活用を妨げない範囲で利活用を図ることとしている。

活用についてであるが、ふるさとを知り、愛着を育む学びの場として、憩いの場として、文化的観光資源として、そして多様な情報発信を通じて活用を図る計画となっている。

次に、整備についてであるが、遺構の保存に万全を期した整備、調査研究の成果に基づいた整備、周辺環境と調和の取れた整備、本格整備による古墳公園を目指した段階的整備などを計画に盛り込む予定である。

次に、運営体制の整備については、関係課と連携体制を構築することや、地域住民組織等の育成支援等に取り組むことを盛り込みたいと考えている。

報告事項の説明は以上である。

続いて、調査事項の1であるが、令和4年度の沼田城発掘調査の報告をどのようにしていくのか、についてであるが、特に資料はないが、御説明申し上げます。

本年度の発掘調査は、英霊殿付近の調査を令和4年5月30日から9月20日まで行い、現在調査結果の整理を行っている。

令和4年度の沼田城発掘調査の報告については、令和5年度に作成する沼田市史跡沼田城跡調査総括報告書においてまとめて報告する計画である。

調査事項については以上である。よろしく願います。

委員長：報告事項、群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画（素案）について、報告があったので質疑を受けたいと思う。

質疑のある方、挙手をお願いします。

星野委員。

星野委員：保存は分かった。その中にあった、いろいろなものを自宅でも持っている人がいる。そういうものの展示とか、そういうことは考えていないのかお聞きする。

文化財保護課長：ただいまの星野委員の御質疑にお答えを申し上げます。

市民の方で、発掘、出土品等を持っている方のものの展示についてという御質疑かと思うが、現在でもその一部については歴史資料館の方で展示をしている。そういった中で、お借りしたりして展示をしていく中で、皆様に見ていただければと考えている。

以上である。

星野委員：あるものはそうすると。

実際にある知人の家に見に行ってきた。立派な、素晴らしいものがいっぱいあったので、そういったものも借り受けるなどして同様に展示できればいいなというふうに私は思っているが、それはいかがか。

文化財保護課長：市民が持っているいろいろな出土品の展示ということであるが、そちらについてもこの計画の中ではそういうものも盛り込んだ方がよいということ意見をいただいているので、計画ができ次第、皆様の御了解を得られればなるべくそのような方向で善処してまいりたいと考えている。

以上である。

星野委員：了解した。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：なければ私から。

整備のところ、1番、4つの項目の中で一番下に、古墳公園として開園する将来の目標のもととあるが、これというのは大体いつ頃を目標とされているのか。その古墳公園としての、というのは。

文化財保護課長：ただいまの委員長の御質疑にお答え申し上げます。

古墳公園の整備はいつ頃を目指しているか、ということであるが、現在こちらの方は、保存活用計画ということで頭出しはさせていただいているが、実際に整備をするということになると、整備計画を作った上で計画するということであるので、現段階ではいつということは回答できない状況である。

以上である。

委員長：了解した。

ほかに何かあるか。

(挙手者なし)

委員長：それでは次に、調査事項の令和4年度沼田城発掘調査の報告をどのようにしていくのか、について、質疑があったらお願いします。

金子委員。

金子委員：調査依頼させていただいて、報告いただき感謝する。

ただ、3,719万円も予算をかけて、令和4年度事業として実施したものが、実際の発掘調査、掘って、それで見学会をやって、それでまた埋め戻して、それで令和4年度では終わり、ということになってしまわないかと思うのだが、単年度事業と考えれば、やはりこの令和4年度中に報告書を、令和4年度分の報告書は作るべきではないかと思うのであるが。

その点と、2点目として、専門家委員会というのは開催されたのか。これは、単年度事業3,719万円の中で、専門家委員会から意見を聞く、まもなく意見を聞くという市長の答弁もいただいているので、その点、2点お伺いしたいと思う。

文化財保護課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答えする。

まず、年度内に報告書を作るべきではないかという御質疑かと思うが、こちらについては、今までも調査期間中は調査、それからまとめを行っているので、基本的に年度を過ぎて作っていたというのが現状である。例えば、令和2年、3年度の調査概要報告書というのを作っている訳であるが、こちらの方は、令和4年度に作っている状況である。そういった中で、総括の報告書を来年度はまとめるということであるので、そこに入れ込むということであるので、御理解いただければと思う。

それから、専門部会の開催についてであるが、こちらについては現段階で2回行っている。令和4年6月3日、それから8月30日に行ったという経過がある。説明は以上である。よろしく願います。

(開催日を確認する旨の発言あり)

文化財保護課長：専門部会開催は、6月3日と8月30日である。

金子委員：まず、報告書であるが、そうすると令和5年度に予算を繰り越して、3,719万円という令和4年度の予算の中から報告書作成費用というのは繰越されるのか、それともこれはもう発掘調査で使ってしまった、実際に報告書作成は新年度、令和5年度の予算で計上されているのかお伺いする。

それから、専門家委員会が6月3日と8月30日の2回行われたということであるが、発掘調査自体が5月30日から9月22日なのである。やっている最中の8月30日にやって、6月3日というのは開始した直後であるから、前年度の検討か。そうなってくると、私が一般質問で伺って、今後どうするのかと聞いたら、市長は「専門家委員会からの報告がまだなので、その報告を待ってから次にどうするかを考える」という答弁をいただいているのであるが、報告がない訳である。その点、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思う。

文化財保護課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答えする。

まず1点であるが、報告書が今年度の予算を繰り越して作られるのか、ということであるが、今年度の予算については繰越はしない。

それから、専門部会の内容についてということであるが、まず1回目については6月3日に開催し、どこをやるかということだったと思うのであるが、今年度の報告については一応現地説明会を行ったという経過があるので、それ以降についてまた詳しいその結果の調査を現在やっているという状況であるので、年度内にはなかなか調査書ができないというような状況である。

以上である。

金子委員：後の方から言う。調査書ができないのはどうしてか、と聞いているのではなくて、専門家委員会が開催されないのはどうしてか、と聞いたのである。9月21日で調査は終了しているのだろう。でも埋め戻して、その後何をやっているかは分からないが、もう埋め戻されている訳である。その結果を専門家委員会に諮って、その専門家委員会の方から報告が出たらその次に沼田公園長期整備構想をどう推進するか考える、という市長答弁をいただいているので、専門家委員会はとにかく早くやるべきだという考えでいるのであるが、なぜ専門家委員会が開けないのか。その学者の先生の御都合がつかないのか。その辺をお伺いしたいと思う。

それから、調査報告書の方であるが、繰越はしないということであるから、新年度予算に計上されていると考えてよろしいのか。

文化財保護課長：専門部会の開催であるが、基本的に専門部会は開催はしないが、それぞれ委員さんが現地を確認したり、御指導の下に調査結果をまとめている状況である。

それから、新年度予算の計上については、この後皆さんに御審議いただく訳であるが、当然令和5年度には全体のまとめの計画を作ることであるので、そちらの方で対応していくというような形になるかと思う。

以上である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであれば、質疑を終了して文化財保護課に対する調査事項、または意見等があったら願います。

青木委員。

青木委員：今月、吹割溪並びに吹割瀑の協議会が3年ぶりに再開されるというふうに聞いているのだが、次回、その内容について教えていただきたいと思うのであるが。今まで年に一度、年度末に開催されていたのであるが、2年間開催できていなかったということで、今月それを予定されている。その状況について次回、どういう内容かということと予定を教えていただければ。

委員長：青木委員から、吹割溪並びに吹割瀑の協議会の会議が開催される予定なのでその報告を願う、ということであるが、よろしいか。

(異議なし)

委員長：はい、調査事項として報告を願うことにする。

ほかにあるか。

金子委員。

金子委員：今、専門部会がどうして開かれないかというその理由が、答弁から抜けていたのであるが、専門部会が3月に開かれるのか、4月に開かれるのか、それとも開かないのか、その点を次回の委員会でお聞きしたいと思うのであるが。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

ただいま、金子委員から文化財の専門部会が開催されたならば、それについての内容の報告をお願いしたいと。そういうことでよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：それでは、文化財保護課を終了する。文化財保護課長、御苦労様でした。

(文化財保護課長退席)

委員長：以上で教育部の所管報告を終了する。

次の委員会について、事務局より説明願う。

事務局：次回委員会について申し上げる。

3月については、通常は付託請願審査や議案審査がある場合には開催する、という流れになる訳であるが、本日教育部関連の請願が提出されたために、3月定例会会期中の開催を見込んでいる。

日程については、3月10日もしくは14日頃になると予想している。正式には16日開催予定の議会運営委員会において決定されるので、御承知置きをお願いする。開催時間は午前10時から、場所はこちら第2委員会室にて開催ということをお願いする。

今回提出の請願については教育部関連のものであるので、当委員会に付託が見込まれることから、当局の取組状況等について御説明をお願いしたいと思うので、教育部長及び担当課長に御出席をいただき、御説明をお願いしたい。

なお、次回は教育部から総務部の順ということをお願いしたい。

以上である。

委員長：それでは、教育部全般についての調査事項または御意見等あったらお願いします。
（「なし」の声あり）

委員長：それでは、以上をもって教育部を終了する。教育部長、教育総務課長、御苦勞様でした。

（教育部長、教育総務課長退席）

ウ 調査事項検討等・意見交換

委員長：次に、当常任委員会の次回の調査事項についてお願いしたいと思う。

総務部、教育部を通して何か追加的な調査事項等はあるか。

（挙手者なし）

委員長：なければ、今までの会議の中で出された調査事項等について、事務局より確認の報告を願う。

事務局：それでは、本日出された調査事項等について確認をいただきたい。

まず総務部であるが、企画政策課のところ、株式会社フォーバルとの包括連携協定の協定書の提出を求める、ということであったかと思う。お話の中で、例えばどういう経過でこうなったとか、こういうルールでこうやるというようなことの御確認をいただければ良いかと思うので、その提出を求めるということによろしいか。

（内容等について協議）

事務局：申し訳ない、再度確認であるが、株式会社フォーバルとの包括連携協定の協定書の提出を求め、その内容について問う、それでよろしいか。

委員長：早めに資料をいただけると思うので、時間もあるので、皆さんもよく見ていただいて。

事務局：次であるが、教育部の関連である。小中学校におけるマスク着用の対応についてということで、ちょっと言葉が整わないのだが、小中学校における通常時及び卒業式のマスクの対応について、が1点である。

（内容等について協議）

事務局：申し訳ない、マスクについてはそのような感じでまとめさせていただく。

それと、家庭訪問、沼田市における家庭訪問の対応について。

最後であるが、文化財のところ、正式名は後ほど確認をさせていただきたいが、吹割溪並びに吹割瀑の協議会の実施内容について。

それともう1点であるが、沼田城発掘調査に係る専門部会が開かれた場合のその内容を報告願う。

以上だったかと思う。よろしくお願いします。

委員長：以上、よろしいか。

（「はい」の声あり。）

エ 今後の日程について

委員長：今後のスケジュールの確認について事務局にお願いします。

事務局：それでは、今後のスケジュールについて確認させていただく。

次第の今後のスケジュールについて、御覧いただきたい。

次回の委員会については、先ほど御確認いただいたとおり、定例会中の開催が見込まれるので、よろしくお願いします。

イに移る。

2月10日午後2時半から、利根沼田広域圏定例議員協議会ということで、委員長と副議長にお出ましをいただくようになると思うので、よろしく願います。明日である。

15日水曜日正午であるが、3月定例会一般質問の通告期限である。

16日木曜日午後1時半から、議会運営委員会が予定されているので、該当委員の方の御出席をお願いします。

21日火曜日午前10時、いよいよ定例会の開会予定である。お出ましをお願いします。

22日水曜日午後3時ということで、この日は予算審査特別委員会の説明があるのだが、終了後に利根沼田広域圏議会定例会が予定されているので、委員長と副議長、御出席をお願いしたいと思う。

スケジュールについては以上である。

それと、もう1点、先ほど簡単に御説明してしまったのであるが、請願が提出されたということで皆様に写しをお渡ししているのであるが、審査当日については請願文書表を作り、資料添付の上で再度改めてお配りするので。これは事前に御覧いただきたいということでお渡ししたものであるので正式ではないのだが、お持ちいただければと思う。

今後のスケジュールについては、以上である。

(4) 閉 会 (委員長)

委員長：それでは、以上をもって本日の総務文教常任委員会を終了する。

以上